

令和5年度雲南市脱炭素社会実現計画（地球温暖化対策実行計画） 策定支援業務仕様書

1. 業務名及び内容

業務名 雲南市脱炭素社会実現計画（地球温暖化対策実行計画）策定支援業務
策定業務 計画策定に係る支援業務他
対象地区 雲南市内全域
参考資料 別添のとおり

2. 業務の目的

本業務は、令和4年6月に表明した「雲南市脱炭素宣言」に基づき、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すための計画の策定に資することを目的とする。なお、雲南市脱炭素社会実現計画（以下「計画」という。）は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に相当するものを指す。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和6年1月26日（金）まで

4. 業務実施体制

受託者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下「主任技術者または主任技師」という。）を配置すること。

主任技術者または主任技師は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行うこと。

5. 特記事項

- （1）本業務は、環境省「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業1号事業の1）」の交付を受けて実施するもので、同補助金の交付規程の定めに従い行うものとする。
- （2）市では、市の事務事業編に伴う温室効果ガス排出量の削減をめざす「雲南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「事務事業編」という。）を策定しており、令和5年度は中間見直しを予定している。本業務の調査内容を反映させる必要があるため、事務事業編改訂との整合が図られるよう市と調整を行うものとする。

6. 業務の内容

次の事項について、本市の状況及び地球温暖化対策推進法を踏まえたものとし、環境省の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編・算定手法編）を参考にすること。

(1) 基本的事項・背景・意義の整理及び報告

① 基本事項の整理

作業の具体的な実施方法、スケジュール、役割分担を市と打合せした上で、業務計画書を作成すること。

② 現状と課題の整理

令和4年度に実施した市民・事業者アンケート、ヒアリング等の調査結果や、本市の現状と課題を整理した内容に加え、最新の地球温暖化影響に係る情報、温暖化防止に向けた国際的な取組、国、島根県、雲南市等の政策動向及び他自治体の先進事例等の情報を整理する。

(2) 再生可能エネルギーの導入可能容量（ポテンシャル）調査

令和4年度に実施した調査結果を踏まえ、再エネのポテンシャルをエネルギー種類別に推計し、市のエネルギー消費量や温室効果ガスに対する評価を行う。

また、市内及び近隣市町村における民間事業者の再エネ開発、省エネ取組動向の詳細分析等、市民活動等を考慮し、最新の再生可能エネルギー技術に関する情報や導入事例を踏まえたものにする。

(3) 温室効果ガス排出量の将来推計

令和4年度に算定した、2013年度～2019年度における雲南市域のエネルギー消費量の算定や、市内の森林吸収量の算定結果を参考に、本市の特性や削減対策効果（電動車、ZEB・ZEHの導入等）を踏まえ、令和4年度から実施している「ごみの減量化」の取組も考慮し、現状排出量の時点更新を行いつつ、2050年までの対策ケースを複数パターン掲げる。

(4) 再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の設定

上記(2)、(3)の結果を踏まえ、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けた再生可能エネルギー導入量及び導入目標を部門別、再エネ種別ごとに目標を設定し、地域に裨益するビジネススキームを描く。

市内及び近隣市町における民間事業者の再エネ開発・省エネ取組動向等を踏まえ、社会実装の実現性を考慮した上で、2030年、2040年の温室効果ガス排出削減目標も設定する。

再エネ導入施策や省エネ対策技術を総合的な観点から評価し、具体的な導入目標値を設定する。

(5) 脱炭素戦略の作成

2050年の削減目標と上記調査結果や国の地域脱炭素ロードマップなども参考にしながら、以下の脱炭素施策を立案するとともに、施策実施による削減効果や、環境・社会・経済の統合的な課題解決、市民・事業者の活動促進、循環型社会の形成の観点も盛り込んだ戦略を作成する。

なお、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を視野に入れた内容とする。

- ① 再生可能エネルギー導入に関すること
- ② 省エネルギー推進に関すること
- ③ 森林資源の活用に関すること
- ④ ごみゼロ社会の実現に関すること

(6) 計画(案)の作成

これまでの調査結果及び区域施策編の計画(案)を作成する。あわせて、概要版も作成する。

(7) 報告書の作成

上記(1)から(6)までの検討の内容について報告書にまとめるものとする。

(8) 打合わせ・協議

初回・中間・納品時のほか、必要に応じて適時打合わせを行うものとし、作業の進捗状況は随時報告するものとする。

(9) その他

- ・本業務の遂行にあたり、前記以外に必要な事項について、市と協議の上、実施する。協議に際して必要な資料や議事録を作成する。
- ・環境省「令和4年度(第2次補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」にかかる調書等の作成を支援する。

6. 成果品

受託者は、成果品として次のものを納品する。なお、電子データにおいては、ワード、エクセル、パワーポイント、PDF形式のいずれかとする。

- (1) 雲南市脱炭素社会実現計画書(案)及概要版
A4版カラー印刷・電子データ(CD-R)各1部(枚)
- (2) 雲南市脱炭素実現計画策定支援業務報告書
A4版カラー印刷・電子データ(CD-R)各1部(枚)

7. その他留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、市と協議・連絡・調整を行いながら進めること。
- (2) 市は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にもない業務内容を変更する必要があるときその他契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受託者への通知をもって仕様書を変更することができるものとし、それを伴う委託料の変更が必要な場合は、市と受託者が協議の上、決定することとする。
- (3) 交通費(打合せ・準備に伴う交通費等)については、受託者の負担とする。

- (4) 原則として、事業実施に係る関係機関との協議・折衝は、受託者の責任において行うこととする。
- (5) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や雲南市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を市の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (7) 本業務の履行に当たり必要になる資料については、その都度市から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、業務完了後に全て返却すること。
- (8) 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、全て市に帰属するものとする。ただし、受託者は市の許可を得て使用、公表することができる。
- (9) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める事項訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。